平成 24 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (新設・拡充・延長)

(国土交通省)

制度	名	マンション建替事業に係る特例措置の適用範囲の拡大及び適用期間の延長					
税	目	登録免許税					
要望	づくマ 期限を 土交通: に法に	「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」(以下「法」という。)に基づくマンション建替事業に適用される以下の税制上の特例措置について、適用期限を2年間延長するとともに、マンション建替組合の設立認可等を定めた国土交通省令の改正(平成24年4月1日施行)と合わせて、省令改正により新たに法に基づくマンション建替事業の施行が可能となる事業についても同特例措置の対象となるよう、特例措置の適用範囲を拡大する。					
Ø	【租	・権利変換手続開始の登記に係る非課税措置 【租税特別措置法第 76 条第 1 項第 1 号】					
内	所有和	・建替組合が売渡し請求又は買取り請求により取得する施行マンションの区分 所有権又は敷地利用権の取得の登記にかかる非課税措置 【租税特別措置法第 76 条第 1 項第 2 号】					
容		・権利変換後の土地に関する権利について必要な登記に係る非課税措置 【租税特別措置法第 76 条第 1 項第 3 号】					
		平年度の減収 (制度自体の派					

新

(1) 政策目的

今後の老朽化したマンションの急増に対応して、法に基づくマンション建替事業の権利変換手続きにおいて必要となる登記に係る負担を軽減することにより、耐震性に劣る等の不良マンションストックを解消し、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替えを円滑化し、周辺の住環境や都市環境の向上を図る。

(2) 施策の必要性

分譲マンションの建替えについては、建替えを行う団体の法的位置づけが明確でないこと、区分所有権等の権利を再建したマンションに円滑に移行させるための法的な仕組みがないこと等の問題があったが、平成 14 年の法の施行により、マンション建替組合の設立や権利変換手続きによる建替え手法等が位置付けられ、建替えの円滑化に向けて一定の法制度の整備が図られたところである。

法が採用した権利変換手続きに伴い、権利変換手続き開始の登記等の登記が必要となるが、登記のための費用負担が、法に基づくマンション建替事業の合意形成の円滑化の阻害要因となることがある。

今後の老朽化したマンションの増加に対応して、不良ストックを解消し、安全・安心で良好な居住環境を確保するため、法に基づくマンション建替事業の円滑化を図ることが喫緊の課題となることから、登記のための費用負担を軽減する本特例措置の延長が必要である。

また、法に基づくマンション建替組合設立等の認可に当たっては、建替え後のマンションの規模や構造等が一定の基準に適合することとされており、同基準は国土交通省令に規定されている。これまで、同基準は全国一律に定められてきたが、不良ストックの解消の必要性や、基準を満たすための区分所有者間の合意形成の困難度は、対象マンションを含む周辺の市街地環境や建築規制の状況等によって異なり、同基準が厳格すぎるあまり、本来円滑な建替えが望まれるマンションの建替えを阻害することがある。こうしたことから、法の趣旨を踏まえつつ、建替えの必要性を考慮して基準を緩和することができるよう、省令を改正したところ。

法に基づくマンション建替えの円滑化を図るため、省令改正により新たに適用対象となるマンション建替え事業についても、本特例措置の適用対象とすることが必要である。

(3)要望の措置の妥当性

本特例措置の対象である登記は、法が円滑な建替えを実現する観点から採用 している制度(権利変換手続き)に伴い行うものであり、引き続き非課税とす ることが適当である。

		政策体系	政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリ 一社会の実現				
		における	施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する				
		政策目的の 位 置 付 け	政策目標 4 水害等災害による被害の軽減				
			施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する				
			住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。 ≪指標≫				
			・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビー カーで通行可能な住宅ストックの比率 16%(平20)→28%				
今		政 策 の 達成目標	(平32)				
回	合理		また、大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の 安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備				
の	性		を図る。				
要			≪指標≫ ・新耐震基準(昭和 56 年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%(平 20)→95%(平 32)				
望に		租税特別措 置の適用又 は延長期間 平成 26 年 3 月 31 日まで					
関連		同上の期間 中の達成 政策目標の達成に同じ 目 標					
する		政策目標の 達 成 状 況	 ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 16%(平20) ・新耐震基準(昭和 56 年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%(平20) 				
事 項		要 望 の 措 置 の 適用見込み	今後の老朽化マンションの増加や省令改正により、適用件数は増加していく見込みである。 平成 24、25 年度は、それぞれ、7 件(マンション)程度の認可が見込まれる。				
Ą	有 効 効性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし	老朽化マンションの建替えの円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠。合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題であり、特例措置による資金面での支援は有効かつ重要である。				
		ての有効性)	同特例措置は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。				
	相 性 当	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	所得税、法人税、住民税、事業税				

	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし						
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係							
	要望の措置の 妥 当 性	本特例措置の対象である登記は、マンション建替え円滑化法が区分所有権等の関係権利を再建したマンションに円滑に移行させるために採用した権利変換手続に伴うものであり、同法の活用による費用負担を軽減し合意形成の円滑化をより一層図るため、本特例措置は必要である。						
		適用実績(登記件数)						
			平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度			
Ę	相税特別 措置の	第 76 条第 1 項	6	4	3			
れ ま	適用実績	第 76 条第 2 項	3	3	28			
で	~735433	第 76 条第 3 項	190	50	231			
租					国土交通省推計			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	マンションの新規供給戸数が停滞している中で、法に基づくマンション建替事業は着実に施行されている。 法に基づくマンション建替事業は、平成22年度末現在、56件、約4,500戸(建替え前戸数。以下同じ。)が認可されている。 平成22年度には新たに6件、1,200戸が認可されており、平成23年度も、同程度の認可件数が見込まれる。						
	前回要望時 の達成目標	「						
でする事項	前回要望時からの選択では、はない場合の理	マンション建替事業における租税特別措置の適用実績は着実に 増加傾向にある。 また、老朽化マンションは今後急速に増加する見込みであり、 より一層の建替えの円滑化を図る必要がある。						
これまでの 要 望 経 緯		平成 1 4 年度 創設 平成 1 5 年度 拡充 平成 1 6 年度 延長 平成 1 8 年度 延長 平成 2 0 年度 延長 平成 2 2 年度 延長						